

第六回 参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)
午後一時三十四分開会

本日の會議に付した事件

○地方行政調査委員會設置法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員會を開会いたします。今日は先ず地方行政調査委員會設置法案の予備審査を続行いたします。右の法案につきまして、過般一応大臣の説明を聴取し、總括的質問の二三をいたされたのでありますが、この法案につきまして尙詳細な説明を説明員から聴取したいと思ひます。

○説明員(佐久間彌君) 地方行政調査委員會設置法案につきまして、逐條的に御説明申し上げます。第一條はこの法律の目的でございます。これは外の例文でございます。この會議の所掌事務の範囲、権限及び組織を明確に定めることを目的とすると規定いたしましたのであります。第二條は、この會議の設置についてでございますが、會議の性格はここに書いてござい、ます。すうに、國家行政組織法第八條第一項の規定に基き總理府の臨時機關でござい、ます。國家行政組織法には、御承知のよう第三條と第八條とに機關につきま、して規定があるのでござい、ますが、第三條の方はいわゆる行政事務を扱い、ます行政機關についての規定でござい、まして、これには通称外局がござい、ます。第八條は、その行政機關以外の諮問機關或いは審議機關、或いは學校、研究所等のものでござい、ます。この調査委

員會は、その性質は單なる諮問機關でござい、ませんで、調査立案する機關でござい、ますけれども、併しながら行政機關ではござい、ませんので、やはり第八條の機關としておるわけでござい、ます。第八條の機關につきましては、總理府設置法により、ますと、單なる機關と附屬機關とを分けて規定がされ、ておる。で、その附屬機關の方に、つきましては、いわゆる諮問機關、或いはその他の審議機關が並べてござい、ますが、單なる機關としてありますところには日本學術會議が規定されてあるわけでござい、ます。それで兩者がどう違ふかということになりますのでござい、ますが、法律上格別の性質上の差異はないようでござい、ます。ただ機關の方が附屬機關よりも幾分か独立性の強い権限を持つており、まして、規定の上でもそちらの方が重く扱われておりますので、この會議の任務の性質に鑑み、まして、附屬機關よりも會議といふことの方が適當であろうという考えの下に、總理府の機關とすることにいたしましたわけでござい、ます。

次に臨時と書いてござい、ますのは、この會議はシャウプ氏の勧告に基き、ます第三條に書いてありますことを任務としたして參るのでござい、ますが、この計画は成るべく速かに成案を得、ますことが望ましいのでござい、まして、その意味合におきまして、これは臨時的に設けられる機關であるということにいたしましたわけでござい、ます。次は第三條でござい、ますが、第三條で會議の所掌事務の範囲と権限を規定

いたしております。會議は地方自治を充実強化して國政の民主化を推進するといふ目的で、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び國相互間の事務の配分の調整等に関する計画について調査立案をし、その結果を内閣及び内閣を経由して國會に勧告することを任務としたしてござい、ます。この言葉の中で、若干説明を申し上げます。事務の配分の調整、いわゆる再配分の問題でござい、ますが、これは從來の考え方でも、國が一番重要な事務を握つておりました。それから都道府県、市町村と逐次下へ下つて行くという方式で事務の配分がなされておりましたものを、今度は逆にいたしました。市町村でできる重要な仕事は全部市町村にやらせる。それで市町村でも工合の悪いものは都道府県がその次の優先順位で以て事務をやる。國は地方公共団体で有効に処理することができないような仕事だけをやる。こういう考え方で配分をいたしますので、法文の上におきまして、國、都道府県、市町村といふ、從來の書き方を逆にいたしました。市町村、都道府県、及び國といふことになりましたわけでござい、ます。而もその趣旨は地方自治を強化するといふ観点からの配分でござい、ますので、その趣旨を現わしますために、「地方自治を基礎とする」といふ言葉を上へかぶせたのでござい、ます。権限につきましては、調査立案をいたしますだけではなくて、その結果を内閣と、内閣を経由いたしまして國會に勧告するといふ権限を与えようとするのでござい、

ます。この會議の調査立案いたしました結果につきましては、シャウプの報告書により、ますと、國會に勧告をし、るということになつておりますので、國會に勧告する権限を先ず与えたのでござい、ますが、併しながら我が國の現在の行政機構の建前から参りますと、總理府の機關にあるものがいきなり國會に勧告をするといふことはどうであらうかという考えで、先ずその勧告は内閣を経由して勧告をさせるといふことにいたしましたのでござい、ます。經由と申しますのは單に手續上内閣を通すといふだけでござい、まして、内閣はそれにつきまして内閣の意見で変更を加えるといふことはいたさない趣旨でござい、ます。更に國會に対する勧告権の外、内閣に対する勧告権を認めましたのは、この會議の調査立案いたしました結果を具体化したしますためには、法律案を作成する、或いは予算的措置を講ずるといふことが必要になるのであります。内閣は國會と共に法律につきまして提出権を持つておりますし、予算につきましては内閣だけが提出権を持つておりますので、その意味から同じものを内閣にも勧告できるやうにして置くことがよろしかうといふことで、内閣にも勧告する権限を認めたのでござい、ます。第二項は、第一項で「事務の配分の調整等に関する計画」といたしておりますのを、具体的に内容を書いたのでござい、ます。一号は「市町村、都道府県及び國相互間の事務の配分の調整」、これは市町村、都道府県、國の間の事務の再配分のこと

でござい、ます。第二号は「地方公共団体の機關に委任して行う事務の調整」、いわゆる機關委任の事務の問題でござい、ます。第一号は団体間のことを問題にしておりますので、知事なり、市町村長なりの地方公共団体の機關に委任して行います事務については、第二号でこれを取上げて、現在の委任事務をどういふふうにして行つたらよろうかといふことを検討することにいたしましたのであります。第一号、第二号の調整に照應いたしまして、現在あります國庫補助金等を、或いは廃止をしなければならぬものもあり、まして、或いはそれを國の事務としまして市町村にはやらせないといふやうにいたす必要もあり、まして、そういう補助金の制度につきまして研究をするといふこととでござい、ます。「國庫補助金等」としてござい、ますのは、府県から市町村に出す補助金もござい、ますので、それも含める趣旨でござい、ます。第四号は以上の三号に出て来るものを除くほか、市町村、都道府県及び國相互間の事務の配分の調整に伴ひ、まして必要となつて来る事項を広くこの所掌事務の内容にするといふこととでござい、ます。これらの例といたしましては、或いは市町村に事務が多く委譲されます結果、現行の市町村の規模では、それに適當でないものにつきましては、どれ程の規模が適當であらうかといふやうな研究もし、又それに伴ひ、まして配分等の基準も決めるといふやうなことがこれに含まれると思ひ、ます。第四條は、内閣が第三條によりまし

て會議に勧告を受けました場合についての規定でございますが、内閣はその際その勧告を尊重いたしましたして、内閣が立案いたしました国会へ提出します法律案、或いは予算を作成する場合に、會議の勧告を尊重してやらなければならないという規定でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 一応そこまで。只今第一條から第四條まで各條についての説明がございました。これに對して御質問ございましたら……

○西郷吉之助君 第三條についてですね、その結果を内閣及び内閣を経由して國會に勧告するという、その点は、前委員會においても各委員よりいろいろ論議された点であります。今、御説明では内閣を経由して國會に提出する。經由というのはいさういさう見方でございますか。何か責任を内閣に持つのか。單なる讀んで字のごとしなんです。その点を、その問題は國會に勧告するといふのでしたら、非常に従来のとは違つた事柄で、又非常に重要な事柄なんです。經由という意味で國會に勧告するといふ、その勧告の意味については、前委員會においても随分いろいろ論議されましたが、今日は自治庁の次長がおられるから、次長に國會に勧告するといふ、勧告の意味を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(遠山信一郎君) この會議におきまして、市町村、都道府県及び國相互間の事務の配分の調整に関する計画につきまして、いろいろ調整立案をいたしましたその結果を、内閣及び内閣を経由して國會に勧告するといふ点に關する御質疑でございますが、勧告を先ず内閣に對しましてこの會議が提出をいたし、更に又内閣を経由して

國會に勧告するといふのは、直接國會に勧告することをこれは止めまして、何分この會議が總理府の機關になつております關係上、やはり内閣を経由しまして、そして國會に勧告するのが穩當であらう、こういうような考えからいたしました、こういうようなことにしたわけでございますが、經由と申しますと、單に文字通り經由するといふだけでありまして、内閣はその勧告を受けまして、これを修正したり等をいたさないで、そのまま國會に提出するといふような内容を持ちましてこの案を提出した次第でございます。尙法律案だけでございまして一面國會に直ちに提出する、ということもできませんけれども、予算につきましては、やはり内閣が予算を、財政法上これは提出することになつておりますので、そういう予算關係もございまして、内閣を経由して國會に提出する、こういうことにいたしました方が適當であるといふ考えからいたしましたような次第であります。

○西郷吉之助君 今の次長の御答弁は、私の質問に一つも當つていないのです。經由の意味合と、國會に勧告するといふ、その勧告の内容を伺つたのだが、どうも今は漠然として掴みどころがない。内閣を経由してやる、その經由の意味を私は聞いておるので、直接でなく、内閣を経由する、その意味はどういう意味か、經由と言われる意味はどういう意味ですか。その經由の内容、それから國會に勧告するといふ、その勧告といふことはどういうことですか。その内容を伺つておるのであります。その答弁がない。

○説明員(佐久間運君) 何故内閣を経

由させるか、直接國會に勧告したらいじやないかという御質問の趣旨だと思ひますが、現在、憲法におきましても行政権が内閣に屬するということになつておりました、國家行政組織法におきましても、そのような機關はその内閣の下の一の組織ということになつております。従ひまして國會に出して出させるようにするといふことが、現在の行政組織、行政制度の建前の方から穩當であるといふ考えで經由させることにいたしましたのである、でございます。それから勧告の法律的な意味でございますが、勧告は、それを受けましたものに對しまして、法律的な拘束は生じないのでございまして、道義的、或いは政治的に申しまして、なるべくその勧告に勉められました内容を受け容れますような、拘束と申しますか、政治的、道義的な拘束は期待をするといふ意味に使つております。

○西郷吉之助君 今、佐久間連絡課長からいろいろ御説明頂きましたが、私は折角次長が出ておられるのだから、その意味の内容は、運用する上から、單にそれを漠然と考へていふと、要するに勧告なんといふものは、いろいろあるけれども、實際なか／＼それが運用されていふ現状ですがね。それでですから、こういうような勧告なんといふことも、内容に書いても有名無実になる恐れが多分にあります。ですから自治庁の要職におられる次長に考へを伺うわけなんです。前の委員會にも各委員からこの点について、重要な点であるから御質疑があつたわけだが、あなたが出席になつたから、課長でなくあなたに伺いたい。

課長から御答弁があつたのですが、經由という意味は連絡課長の御説明だと、總理府の下にあるから、事務機構の上から、單に内閣を経由する、そういう意味合にとつたのでありますが、そうであるのか。更にその勧告ですね。私はこの勧告という、こういうふうに新たに「内閣及び内閣を経由して國會に勧告する。」私はこう書く以上は非常な勧告の意味を、しつこく伺へば、探りようによつてはいろいろ探れる。ですから次長は、勧告といふことをどういふふうにお考へになつておるか。勧告といふことは、或る程度拘束力を持つのか、どうであるのか。そういうような内容につきまして、考へようによつていろいろ變つて来ますね、實際には。ただ勧告されたそれを採つても採らなくてもいいのだというやうな意味もありまして、それから、或る程度勧告されたらこつちに責任があるのか。勧告といふものは拘束力を持つてゐるのか。そういう点をどういふふうにお考へになるか。その内容を伺つておるのであります。

○政府委員(遠山信一郎君) 勧告についての重ねての御質問でございますが、実は勧告はちよつとこれに類似した意見の申出でといふものと違つた意、この勧告はそういうものと存じますが、この勧告は持つたものと存じましては、これを勧告された者は必ず實施をして貰うといふことを前提としておるわけでありまして、勿論法律的にはどういふものでもそれをやらなければならぬといふ拘束力は認められておらないわけでありまして、先程も佐久間課長から申上げましたように、受けた

方は併し政治的にも又は道義的にも責任を負つて、その点から拘束力を持たせられるものである。併し御説のやうに、それをどうしても聽いてくれないといふ場合には、ちよつと事實上困るわけでございますが、併しこれは内閣といふものの健全なる行き方といふものに信頼をして行きたいと、こう思ふのでございます。

○西郷吉之助君 今の次長の御説明だと、勧告といふことはせひやつて貰いたいといふ非常に強制力を持つておると思ひます。それは極めて重要だと思ふのです。内閣並びに國會に勧告をしてそれが相當の拘束力を持つておる、せひやつて貰わなければならないのだという意味になつて来ると、これは非常に重要なものになつて来ますが、そのうするのと重ねて伺ひますが、それでは内閣は別として、國會がそれを拒否した場合にはどうなるか。具体的にそのうした場合にどうなるのですか。あなたの御説明があつたから、それしや、國會が拒否した場合にどうなるか。あなたの考へと私の考へとは別箇です。國會が拒否した場合にどうなるのですか。そういう場合が起つたらどうなさいますか。そのお考へを伺ひます。

○政府委員(遠山信一郎君) 國會が拒否した場合に、これは残念ながら止むを得ないわけでございます。何分國會が最高の權威でございますから、ここで會議が企圖立案し、そして内閣を通じて提案したものがいかにといふことになりましてならば、それは止むを得ない次第でございます。

○西郷吉之助君 そうするとあなたの言われるのは少しおかしいのじやない

ですか、最高のあれだから拒否されたら止むを得ない。それじやなせ最高のものだけ拘束力を持つておるか。勸告という意味は強制力を持つておるのか。なせ最高のものに強制力を持つておるか。今のお答だと最高の国会だからそれを拒否できる、それじや矛盾するじやないですか。

○政府委員(遠山信一郎君) 先程強制力という意味に申上げたのでなくて、いわゆる強い、意見の申出で違つた形の性格のものであるという意味に申上げたわけでございます。而してただ法律的には拘束力がないのだから、これは拒否されても止むを得ない。が併し、道徳的若しくは政治的には拘束を受ける性格のものである。こういう意味で御説明申上げた次第であります。

○西郷吉之助君 道徳的というものはおかしいと思つたのです。国会は最高のものなんですよ、あなたのそういう考で間違なければ……それに道徳的責任もあるという、それも分らない。道徳的責任がある。それを拒否した場合、それは道徳的という意味は、どういふことになるのか。何か国会が、最高の機関が道徳的責任があるのを拒否したら妙なものでじやないか。最高の機関が道徳的責任を回避したり拒否するということもおかしい。どうもあなたの答弁されるのは單に場当たりで、甚だ失礼だけれども、勸告という意味をあなたは呑み込んでおられない。そういうふうには受け取れるのですか、どうでしょう。

○政府委員(遠山信一郎君) 重ねて御答弁申し上げますが、この先程政治的乃至は道徳的な拘束力を受けるということとを申上げたのは、内閣に対して、

とこういう意味で申上げたのでありまして、国会はその道徳的な責任とか拘束力という意味合につきましては、お説の通り持つておるという意味で申上げたのじやないわけでありまして、ことを御了承願ひたいと思ひます。

○西郷吉之助君 どうも答弁が行つたり来たりして、こつちが頭が悪い故か、謹聴しておるのですが、はつきり分らないですが、我々はこの法案が非常に内容が重要ですから、国会に勧告するといふことをここで十分審議する必要があると思つて、私は前委員会に引続き重ねて聴きたいのですが、お見えになりませんでしたから次長にこの意味を伺いたい、どうも今のお答えでは分らないので、甚だ残念であるが、もう少しこの点を明快にお答願ひたいと思ふのですが。

○藤井内午君 西郷君がこの問題について論議することは、勸告という意味は先程遠山次長、或いは佐久間課長が言われたように、拘束力を持つ行政力という、そういうことになるという、若し受入れられない場合には意味がなないのだから、申達するといふ形をとれば、私はこの意味が、十分に西郷さんの言ひ意見が通ると思ひます。勸告というものは責任を感じるものであります。單に申達するといふ言葉に変更するような意思はあるかないかというのです。そういう意味じやないですか。委員会が内閣に申達する、こういう意味にするといふわけには行かないのですか。

○政府委員(遠山信一郎君) 結局申達というよりもつと強い意味で、是非それをやつて貰うという意味で実は勸告という言葉を使つたのであります。尚

又シャウプ勸告案にもそういうふうな勸告という字を使つておるようなわけでありまして。

○藤井内午君 シャウプ案を私は絶対的に守る義務はないと思ふ。さつきの西郷君のいうように強制力拘束力といふことになつたら、必ずしもシャウプ案によることはなく、我々の立場から大いに考へなければならぬ。あなたがシャウプ案によるからそういうことになる。

○吉川末次郎君 これは極めて、西郷議員がおつしやるように、勸告の意義というものを明確にして欲しい。勸告という言葉が内包して置けるこの觀念を非常に明確にして置くといふことは極めて必要なことであつて、この前の委員会においても私は若しこの問題に触れて政府に御研究を要求いたしておつたのであります。繰返して、重複するかも知れませんが、更に申し上げますが、そういう疑義が起つて来て、又遠山次長が甚だ答弁に苦しんでおられるのは、勸告という言語の意味であります。勸告といふのは、終戦後いろいろできた法律を通じて非常に私は盛んに用いられるようになった言葉と思ふのであります。私の察するところ、それは国家公務員法等にも勸告という言葉があり、その他シャウプの勸告、その他度々用いられておるのであります。これはG・H・Qからの英語によるところのレコンメンデーションの翻譯なんだと私は考へるのであります。このレコンメンデーションという言葉の意義をどう訳するかといふことで、英語のレコンメンデーションという言葉と日本語の勸告という言葉の間に、我々の受けるところの觀念上の距りがある

といふことなんです。それを政府當局が研究して呉れといふことを私はこの前申上げたのであります。只今の論議もこれから延引されておると思ふのであります。英語のことについては藤井君大先生であります。レコンメンデーションという言葉はその當時にも申上げましたように、明治三十年代に出された本であります。アメリカの行政法の大家であるクッドノ博士の行政法の本を浮田博士がレコンメンデーションといふ言葉を行政法上の譯語といふことに翻譯され……推薦といふ言葉と、告げるといふこと、そうすると勸告よりも明治三十年浮田博士の翻譯されたレコンメンデーションの言葉の方が非常に近い響きを我々に与えると思ふので、西郷委員が、問うていられるように、そうしてそれに対する遠山次長の極めて不明快な答弁に現れておるようなレコンメンデーションという言葉の中には、当然に法律的な拘束力を生ずべきものではないと私は考へるのであります。又国会に対して政治的道義的な、これを実行するところの責任を持つものであるといふような言葉も、これは西郷委員が仰つしやつており、そういうことになつて来るという憲法上国会が取つておるところの立法権を執行府であるところの政府から拘束されることになるのであつて、国会の權威にかけてそういうような解釈は私は許されるべきものではないと思ふのであります。それを採るか、採らんかといふようなことは全く隨意である。それはレコンメンデーションという言葉の意義から十分當然であるべきことであるのに、日本語に翻譯されておるために、そういう錯覚に次長が

陥れられておるのである、そうして、前の委員会でも申上げたことであります。が、例えば米國において傭人がその職を辭任する、そうしてそれから今後における就職のために前の辭めたところの傭主からレコンメンデーションを貰うといふことがしばしば行われるのであります。それはこの傭人として私のところにおつたときには正直で非常に勤勉で何も悪いことはしませんでした、十分に信頼できるところの人間であるといふようなことを書いたのが、これはレコンメンデーションである。日本語に翻譯するならば、推薦状、或いは浮田博士の訳を以てするならば賞状といふような意味で、今度就職するところの人間に、この人間は良い人間であります、十分に信頼できますといふことを書いた内容のものである。その場合におけるところのレコンメンデーションといふものを、先ず日本語に翻譯すれば推薦状と翻譯すれば、そういう内容を私は現わすことができる訳語となるかと思ふのであります。これをこの法文に現れておるような勸告状と翻譯いたしますといふと、今申しましたような意味において、傭人が辭めたときに貰つて行くところのレコンメンデーションが勸告状といふと、いかににも変な不自然な響きを与える。それは遠山次長が誤つて解釈をして、かように勸告状といふことになつて来ると、何か英語で言へばアドバイスといふような意味を含んだ、一つの何らかの、法律的法ではなくても道義的な拘束力を持つたような内容を持つてゐるものであるといふように解釈されるかも知れませんが、それは今例を挙げて申しましたように、レコンメ

ンデーションという言葉の内容ではないのです。だからしてこの勧告という訳語が自身に間違っている。間違っているではないけれども、非常に疑義を生ぜしめる余地があるのであつて、この点を研究して呉れたいとの間言つて置いたものであります。御研究になつておられん見えて、相俟らず極めて不明確な訳の分らん御答弁をしていらつしやる、又その答弁の中には、憲法学の立場から、非常に非難すべきところの許すべからざる答弁をしていらつしやると思ひます。その点において西郷委員がおつしやるように重大な問題であると考えられるのであります。でありますから、更に一つ政府の方において、ひとりこれのみならず、勧告という言葉が他の法文においてもしばしば用いられている。シャウプの勧告のごときも、何らこれとこれを実行しなければならんというところの法律的な拘束力がなければかりでなく、シャウプの勧告の中にも、これを中心にして大いに租税に關するところの論議が日本において開かれて呉れることが望ましいことであるといふようなことを言つてゐるのでありますから、それがG・H・Qを通じてのレコンメンデーションであるといふ意味において、特殊の、或る一つの政治的意味を持ちますけれども、併しこの法文における勧告という言葉のごとき、遠山次長の言うがごとき、政治の最高の機関であるところの立法府の立法権に対して、政府がこれを実行しなければならんところの責任を持つものであるといふがごときに至つては、これは非常に間違ひであると私は解釈するのであります。でありますから、更に十分な研究を政府の方でせられて、小野次官も見えたのでありますから、更にそれについての御答弁を願ひたい。

それから同時に併せて、この前の委員会に申しました勧告よりもレコンメンデーションの訳としては浮田さんの行政法の本の訳語であるところの、推薦の薦という言葉と、告げるといふ言葉、薦告という言葉の方が更にベターであると考え。むしろこれを機会に、こういう勧告といふような言葉を使わないで薦告といふ言葉に今後訂正するといふようなことについてどうであるかといふことを、一つ御答弁を小野次官から願ひたい。

○政府委員(遠山信一郎君) 只今勧告に対する非常な造詣の深い御高見を拜聴いたしましたわけでありまして、政府といたしましては、シャウプ勧告案をそのまま鵜呑みにするといふようには全く考えておらんのでございますが、やはり勧告という言葉を用いることが適当であらう、こういうふうな考えまして提案いたしました次第であります。尚国会に對しては、一つの政治的及び道義的な非常な強い拘束力を持つのだといふことにつきましては、私の説明が当初に意を盡しませんでした。いろいろ御納得が行かなかつたようでありますが、先程も西郷さんの御質問に對しまして申し上げましたように、国会に對してさういふような点は考えておらなかつたのであります。その点何分一つ御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 所用のために出席が遅れました誠に申訳ございません。先ずお詫びを申し上げます。只今吉川委員から勧告の問題につきまして、その字義の問題、或いは勧告に代つて、明らかにするために他の言葉を以て書いた方がよいのではないか、こういうような御質問のように承つたのであります。勧告の意味につきましては、先程来次長から御答弁を申し上げたことと存じますが、我が国の法制の体系から考えまして、勧告といふ文字が割合に頻繁に使われ出したのは最近のことであらうと思ふのであります。例えて申しますならば、国家公務員法における人事院の勧告のことであるとか、或いはその他海難審判法にもその用例があつたように記憶するのでございますが、一応政府における立案に際しましては法律用語といたしましては、勧告といふ言葉を使うことに相成つてゐるに思ふのでございまして、ただこの場合において、勧告といふ字義が果して如何なることを内容としたかといふこと、いふようなことにつきましては、いろいろ御議論のおありになることと拜察するのであります。私の考え方といたしましては、法律上の解釈といたしまして、これが法律上の効力のないといふことは、前回にも申し上げたかと存するのでございまして、この勧告といふ言葉を只今吉川委員から御説明になりましたように、薦告といふ言葉に変えるかどうかといふことにつきましては、只今ここで御確答を上げることが困難ではなからうかと存じますので、この辺につきましては法制當局とも十分に協議をいたしまして、さういふような言葉を我が国の立法令に用いることが果して可能であるかどうか、或いは又勧告といふ言葉を用いる場合において、その意味をはつきりとするために、さういふうなことを下すことが妥当であるかといふことにつきましては、尙研究いたしました上御答弁をいたすことが適當ではなからうかと、かように考えます。又只今次長から、内閣及び内閣を経由して国会に對して勧告をするといふ場合における御質問に對する答弁につきましては、次長から説明がありましたので、私から更に附加して申述べすることは差控たいと、かように存じます。

○西郷吉之助君 今、小野政務次官からもいろいろお話があつたのですが、今吉川委員からも質問されてゐる点もありますので、この勧告のことは非常に必要でありますから、私は委員長にお願いしたいのですが、次回までに法制局長の意見も、一つ御出席して聴きたいと思ひます。

それから議事進行の上から、小野政務次官に一つ伺ひたいのですが、さういふふうな会期も切迫して参りました、自治庁関係の法案もここに数件出て来たやうなわけで、非常に今重要な段階に入つてゐるのですが、先般の委員会においては國務大臣は風邪氣のためにお休みだといふことであります。本日も御出席ないのですが、新聞等によつて拜見いたしますと、いろいろ御活躍になつてゐるのうに見えろのですけれども、本委員会に御出席ないのはどういふわけなんですか。私はさういふふうな重要な法案がここに派山出ていますから、是非國務大臣にも御出席を願つて、さうして我々も十分に審議して行きたいのですが、さういふ訳か御出席ないのですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(小野哲君) 只今西郷さんから木村國務大臣の出席に關しましてお尋ねがあつたのでございまして、誠に御尤もでございまして、実は先般来風邪のために臥せつておりましたところ、風邪の方は快方に向つて参りました、実は本日は出席いたすつもりで登院いたしておつたのでございまして、ところが幾どころない用務が出来たさういふうなわけで、この点につきましては、実は私参つてこの点お詫びを申し上げなければならなかつたのが、実はまだその点につきまして皆機方の御了承を願ふ機会を得なかつたのではなからうかと思ふのでございまして、さういふ意味合において本日は欠席をいたしておりましたから、決して特にこの委員会に出席いたさないといふ訳ではございません。

○委員(岡本愛祐君) 只今西郷君から御要求がございまして勧告の意義等につきまして、法制局長官の出席を求めまして次回にその意見を聴くつもりでございます。先程この勧告について遠山次長が錯誤して答弁になりましたことは、勧告自身の意味でなく、第四條で、内閣に勧告した場合に、内閣は會議の勧告を尊重しなければならぬ、そこで内閣としては政治的、道義的の責任を負うんだ、さういふ意味の答弁ならばよかつたのですが、それが非常に錯誤があつたのだらうと思ひます。国会に對しては第四條の規定がないのでありますから、勿論道義的、政

お尋ねがあつたのでございまして、誠に御尤もでございまして、実は先般来風邪のために臥せつておりましたところ、風邪の方は快方に向つて参りました、実は本日は出席いたすつもりで登院いたしておつたのでございまして、ところが幾どころない用務が出来たさういふうなわけで、この点につきましては、実は私参つてこの点お詫びを申し上げなければならなかつたのが、実はまだその点につきまして皆機方の御了承を願ふ機会を得なかつたのではなからうかと思ふのでございまして、さういふ意味合において本日は欠席をいたしておりましたから、決して特にこの委員会に出席いたさないといふ訳ではございません。

尙会期も切迫して参つておりますので、國務大臣の出席方につきましては御趣旨の通り、又御趣旨に副ひましてこれを實現いたしますように取計らうと考えてございまして、何とぞ御了承を願つておきたいと思ひます。

治的の責任を負うわけではないのであつて、その点を、勧告の意義について内閣と国会と分けてはつきり答弁せられなかつた欠点があると私は解釈するのであります。

それは法制局長官の出席を次回に求めます。尚質問を継続するのでございますが、只今選挙法改正の特別委員会が今開会されて、ここにその特別委員になつておられる方が大部分おりますので、ちよつと休憩いたします。ちよつと休憩いたします。

午後二時二十四分休憩

午後二時四十一分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

○柏木庫治君 蒸し返すようでありますが、勧告を行つた場合内閣はその勧告を尊重しなければならぬ。その勧告を尊重させる力を持つており、又しなければならぬものであるならば、もう勧告を通り過ぎた命令だと思ふのであります。私はこの意味が内閣に勧告を行つた場合は、内閣はその勧告を尊重する意味において、関係法案を国会に提出する場合は委員会の勧告書を添付すると、こゝ書きのならば、勧告することは自由と思ひますけれども、尊重しなければならぬところ申しますと、委員会が内閣に命令権を持つことになると思ふのであります。これを私は法律をあまりよく分らないのです、従来日本の家庭で仮に申しましたときに、親が子供に勧告をしたときには子供はその勧告を尊重しなければならぬ。こゝういふことは結構なんです、子供が親に勧告をしたときは親はその勧告を尊重しなければならぬ。

といつたら随分妙なことになると思ふのであります。だから結局問題はどうも重いかといふことを一つ考えなければならぬ。そこに一番重い国会に向つてあゝいふ言葉が出たから、おそろしい妙に聞えたのであります。勧告を尊重しなければならぬ、尊重すべきものであると決めてしまつたなら、私は言葉の美しい命令のようになると思ふのであります。この意味におきまして、尊重しなればならぬといふことを、尊重すること希望するとか、或いは尊重する意味において云々といふことは結構であります。これはたしかに改むべき多くのものがあると思ふのであります。

○委員長(岡本愛祐君) 今の柏木君の御意見を法制局の方から答弁してもらいましよう。それでよろしゅうございませうか。

○島村軍次君 ちよつとそれに關連しますと、結果を内閣に勧告するところある。それから今後の案によりまして「内閣及び内閣を経由して」と書いてあるのですが、そうすると、そゝういふ變りました理由がちよつとはつきりせんのですが、その点ちよつと簡単に説明したいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 先般本委員会におきまして法律案の概要について御説明いたしました際には、今島村さんの御指摘の通り、内閣に対して勧告をするといふことになつておつたのでございます。併しながやシャツプ勧告書を仔細に検討いたしますと、この委員会が総理府の機関ではございませうが、独立性を多分に附与されたものであり、又その取扱う事項が極めて重要性を持つております。よつと關係もありまして、單に行政府であるところの内閣に勧告するばかりでなく、更に「内閣を経由して国会に勧告する」といふ方途を設けることが妥當である、かように考え方が變りましたので、今回提案いたしました法律案の中において、只今御説の通りに国会にも勧告ができることと云ふふうな途を開くに至つたのでございませう。この点につきましては、或いはもう少し早く機会を得まして、その後の變つた点を御説明申し上げればよかつたかと存するのでございませうが、時機を失して甚だ恐縮に存じまして、特に内閣及び内閣を経由して国会にも勧告ができるといふふうな途を開いたような次第でございませう。御了承願ひたいと思ひます。

○島村軍次君 その他の件について二三伺つて置きたいと思ひますが、第一はこの委員の……

○委員長(岡本愛祐君) そこまでまだ行つておりません。同僚……

○鈴木直人君 私は実はまだ皆さんの御意見も拜聴しないで、今来たばかりでよく分らないので、重複するかも知れませんが、この委員會議の決議といふものをどこまで力を持たせるかといふ考へ方からすべては出発されておるのだらうと思つておるのであります。これを内閣の機関とした、附屬の機関としたといふ点も一つであり、それから第三條、第四條の考へ方もその一つであると思ひますが、従つて第四條については、実は私はこの程度の力を持たせるといふことはいいと思つております。ただこの第三條の「国会に勧告する」といふ点について、これは少し強過ぎはしないかといふ考へ方を持つておるのです。それを教育委員会の方の例に取りますと、教育の予算を教育委員会が決めて、その決めた予算を知事に提出する、県なら県の知事に提出する、知事市町村長は提出する、そこでその知事市町村長はその予算を尊重しなければならぬ、そうして若しその予算を變更し、その予算を削減するような案を知事市町村長が、議會に、或いは県會に提出する場合においては、教育委員會議決したものをも一緒に議會に提出しなければならぬ、こゝういふふうな教育予算についてはなつております。そして県の市町村議會におきましては、その知事が決めたところの予算と、その知事が決めたところの予算と、そして教育委員会が決めたところの予算とを同時に知事が議會に送付して、その知事の決定案と教育委員會議の決定案と二つを併合して、こゝうして最もいいものとして決定して行く、こゝういふやり方を教育予算においては行政的措置が講じられておる、それでその例を取つて見るならば、私は寧ろ内閣に勧告をして、こゝうして内閣がそれを尊重しなければならぬが、若し内閣が都合によつてこの會議の決定案と別の決定を法律案等に出す場合等においては、内閣は國會に對してこの會議の決議案を同時に提出しなければならぬ、こゝういふふうな方が却つて國會が、むしろ内閣の案と、それからこの會議の案と、両方併合はして、こゝうして國會自身がこの會議の案を相當尊重しつつ審議することができたらうと思ふのです。それをまるで國會の上にあるように、國會に勧告することができたらうといふふうな主張することとが、果してこの法案の目的としておるところの、どの程度までこの會議の決議案といふものに力を持たせるかといふ考へ方に、逆効果をもたらすこともありはしないか。なぜかといふと、第四條につきましては、内閣がこれを尊重しなければならぬといふことになつておるけれども、國會においては尊重しなればならぬといふ規定はない。而もこゝういふ規定といふものは、やう得ない、規定は作り得ない筈であります。そうしますと、國會が勧告を受けるとは自由である。こゝういふ立場にあるのであつて、むしろ教育予算のごとき仕組を取つた方が、この目的は達成せられるのではないかといふことを私は考へておるのであつて、それをどうするか、或いは修正するかどうかといふことは別として、一応私の見解を述べて、こゝうしてこれに対する政府の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今鈴木さんから御質問がございまして、例へば教育予算に關しまして、当該執行機關たる地方団体の長及び教育委員會から、両方面から出たものを、最高決議機關であるところの当該地方議會でこれを判斷して行く。こゝういふ考へ方をこの際、この調査委員會會議の場合においても考へて見たらどうか、こゝういふふうな御質問であつたように思ふのでございませう。只今のような行き方も勿論一つの行き方でございますが、私も全くこゝういふふうな方法もあることは存じておるのでございませうが、同時に又、この法律案の第三條に書いております

ことを見ますと、この調査委員会において調査立案いたしました結果を、先ず内閣に勧告すると同時に、内閣を経由して国会に勧告をする、この二つの途が開かれておるのであります。内閣がこの勧告を受けました場合においては尊重しなければならぬ。第四條によつてそういう規定が設けられております点を考えますと、この地方行政調査委員会において処理されました、言い換えれば、調査立案いたしました結果は、一方内閣はこれを尊重して取上げることに相成ると予想されますと同時に、一面この調査委員会が、内閣を通して国会に勧告をいたすことになりまして、国会も亦この調査立案の内容を御承知置きを願うということになりますので、内閣が勧告を尊重して、或いは法律案等を国会に提案いたします場合におきましては、国会においても一応調査委員会議の調査立案の内容を御承知の上でありますので、彼此勘案考慮をせられて、適正なる御判断を頂くためには、適当な一つの方法ではなからうか、言い換えれば、方法論といたしまして、教育予算の取扱ひのような方法もあれば、又今回のこの法律案にありまうな方法も亦考へ得るのではないかと。このいずれがよいかということになるのでございますが、この法律案といたしましては、ここにありますような方法によつて、地方行政調査委員会議の調査立案いたしました結果を、行政を担当しております内閣、立法の最高機関である国会、両方面に差出しまして、国会におきまして適正妥当に御判断を願う機会、この法律によつて与えられておる。これも一つの行き方ではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 四條まで外に御質問ございませんか。私から一つお伺ひして置きたいのは、この第二條と、それから附則の第十六條の次に他の一條を加えるというので、総理府設置法の一部を改正しております。その中に、「総理府設置法の第十六條の二に、「総理府の機関として臨時に地方行政調査委員会を置く。それからその二項に、目的なかとちやんと書いてございまして、これと同じようなことがこの二條、三條に書いてある。その關係を御説明願ひたい。

○政府委員(小野哲君) 先ず私から概要を御説明いたしまして、更に關係課長からも補足的に説明をいたしたいと思ひます。この地方行政調査委員会議が、説明中にもお聴取りのことと存じますが、国家行政組織法の第八條第一項の規定に基いて総理府の機関として設けられるというところにいたしましたのでございまして、この総理府の機関として設けられておりますものは、どういふものがあるかと申しますと、日本學術會議と申すのでございまして、この附則第二項でございまして、いわゆる総理府設置法を改正いたしまして、十六條の二を追加するということになりましたのは、総理府設置法の第十六條に総理府の機関であるところの日本學術會議に関する規定が置かれておるのでございまして。今回の地方行政調査委員會議の設置法の第二條に基きまして、更に総理府の機関としてこの委員會議が設けられることに相成りましたので、十六條の二として、その機関は

「総理府の機関として、臨時に地方行政調査委員會議を置く」と、この地方行政調査委員會議はどういうことをするものであるかというところをここに書くことになつたのでございまして。それは附屬機関でございまして、表の中に収めることに相成つておるのでございしますが、右申上げましたような総理府の機関として、日本學術會議と並んで新たに設けられることに相成りましたので、特に総理府設置法の改正をこの際行いたい、こういう意味からこの法律案を立案いたしましたような次第でございまして。尙詳細の点は担当課長から申述べたいと存じます。

○説明員(佐久間運君) はあ。
○委員長(岡本愛祐君) それからも一つは、先程の説明員の説明によりまして、第三條の二項の第四号、「前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴ひ必要な事項」という中で、府県の廢置分合、市町村の廢置分合というようなことまでこの四号の中に含まれて、この會議の事務内容としておるやうですが、どうですか。
○政府委員(小野哲君) 只今委員長から御質問がございまして通りに、第三條第二項第四号の「前三号に掲げるものを除く外」云々の言葉がございまして、これは事務の再配分と関連いたしまして、これらの事務を担当して行きます場合における市町村都道府県等の地方団体の境界變更、或いは廢置分合等の問題が起ることが予想いたしますので、これらを含めました意味において第四号を設けておるやうな次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 尙お尋ねしますが、只今東京都におきまして、特別区の自治権の内容について大分問題があるやうで、いろいろその点について合等が行われておるやうであります。この地方行政調査委員會議においては、そういうことを、その事務配分を考へるのか考へないのか、考へるとすれば、四号の中どれであるのかそれをおつて置きたいと思ひます。
○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。特別区の問題につきましても、この法律といたしまして、この地方行政調査委員會議の所掌事項として取扱ひ得るものと考へておるのでございします。それはここに掲げてございします第三條の第二項の各事項中、市町村という言葉が使われておりますが、この市町村の市の中には特別公共団体であるところの特別区をも包含してございします。従つて「市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整」という場合においては、特別区をも包含して、かように解釈いたしておる次第でございます。
○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませんか。
それでは第五條から説明して下さる。

○説明員(佐久間運君) 第五條は、會議の組織を規定いたしておるのでございまして、會議の組織は五人の委員から成つております。で、この五人の者は内閣總理大臣が兩議院の同意を経て任命することとしたしておるのでございします。尙第二項には、その五人の委員のうち三人は、それ／＼その各号に掲げたものでなければならぬやうに規定をいたしております。これはシヤウブの報告書の中にも同様の趣旨が示してありますが、政府といたしまして、それを採りまして、やはりこの三人の者を委員の中に含むやうに規定をいたしておるのであります。ただシヤウブの報告書には、兩議院の同意を経るやうに規定はいたしてないのでございしますが、重要な委員でございしますので、その任命の手續を慎重にいたしますために、兩議院の同意を経ることにしてあるのであります。尙三人の中

○説明員(佐久間運君) 只今次官から御説明申上げましたことで大体御了承願へることと存じますが、この総理府設置法の方にわざ／＼書きまして、又こちらの方と同じやうなものを書きましたのは、如何にも重複しておるじやないかという御質問と存じますが、最近の例といたしまして、国家行政組織法全体の中でどういふ位置を占めておるかというところを、一般法で各省府の設置法の中へ書きまして、それに基づきまして、基きまして申しますのは、同じ法律でと言つて誤解があるかも知れませんが、各單行法或いは政令以下で規定をするという体裁を取つておりますので、これも慣例に倣ひまして、総理府設置法で一條を加へまして、その全体の中の地位をはつきりさせました。で、この單行法で更に詳細に規定いたすということにいたしましたのでございします。

○委員長(岡本愛祐君) そうすると総理府設置法の第十六條の二によつて、この臨時に地方行政調査委員會議といふものが設けられたのであつて、この地方行政調査委員會議設置法案の第二條は念の爲の規定である、こういうことになりませんか。そうして承していいですね。

○説明員(佐久間運君) はあ。
○委員長(岡本愛祐君) それからも一つは、先程の説明員の説明によりまして、第三條の二項の第四号、「前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴ひ必要な事項」という中で、府県の廢置分合、市町村の廢置分合というようなことまでこの四号の中に含まれて、この會議の事務内容としておるやうですが、どうですか。
○政府委員(小野哲君) 只今委員長から御質問がございまして通りに、第三條第二項第四号の「前三号に掲げるものを除く外」云々の言葉がございまして、これは事務の再配分と関連いたしまして、これらの事務を担当して行きます場合における市町村都道府県等の地方団体の境界變更、或いは廢置分合等の問題が起ることが予想いたしますので、これらを含めました意味において第四号を設けておるやうな次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 尙お尋ねしますが、只今東京都におきまして、特別区の自治権の内容について大分問題があるやうで、いろいろその点について合等が行われておるやうであります。この地方行政調査委員會議においては、そういうことを、その事務配分を考へるのか考へないのか、考へるとすれば、四号の中どれであるのかそれをおつて置きたいと思ひます。
○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。特別区の問題につきましても、この法律といたしまして、この地方行政調査委員會議の所掌事項として取扱ひ得るものと考へておるのでございします。それはここに掲げてございします第三條の第二項の各事項中、市町村という言葉が使われておりますが、この市町村の市の中には特別公共団体であるところの特別区をも包含してございします。従つて「市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整」という場合においては、特別区をも包含して、かように解釈いたしておる次第でございます。
○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませんか。
それでは第五條から説明して下さる。

○説明員(佐久間運君) 第五條は、會議の組織を規定いたしておるのでございまして、會議の組織は五人の委員から成つております。で、この五人の者は内閣總理大臣が兩議院の同意を経て任命することとしたしておるのでございします。尙第二項には、その五人の委員のうち三人は、それ／＼その各号に掲げたものでなければならぬやうに規定をいたしております。これはシヤウブの報告書の中にも同様の趣旨が示してありますが、政府といたしまして、それを採りまして、やはりこの三人の者を委員の中に含むやうに規定をいたしておるのであります。ただシヤウブの報告書には、兩議院の同意を経るやうに規定はいたしてないのでございしますが、重要な委員でございしますので、その任命の手續を慎重にいたしますために、兩議院の同意を経ることにしてあるのであります。尙三人の中

○説明員(佐久間運君) 只今次官から御説明申上げましたことで大体御了承願へることと存じますが、この総理府設置法の方にわざ／＼書きまして、又こちらの方と同じやうなものを書きましたのは、如何にも重複しておるじやないかという御質問と存じますが、最近の例といたしまして、国家行政組織法全体の中でどういふ位置を占めておるかというところを、一般法で各省府の設置法の中へ書きまして、それに基づきまして、基きまして申しますのは、同じ法律でと言つて誤解があるかも知れませんが、各單行法或いは政令以下で規定をするという体裁を取つておりますので、これも慣例に倣ひまして、総理府設置法で一條を加へまして、その全体の中の地位をはつきりさせました。で、この單行法で更に詳細に規定いたすということにいたしましたのでございします。

○委員長(岡本愛祐君) そうすると総理府設置法の第十六條の二によつて、この臨時に地方行政調査委員會議といふものが設けられたのであつて、この地方行政調査委員會議設置法案の第二條は念の爲の規定である、こういうことになりませんか。そうして承していいですね。

○説明員(佐久間運君) はあ。
○委員長(岡本愛祐君) それからも一つは、先程の説明員の説明によりまして、第三條の二項の第四号、「前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴ひ必要な事項」という中で、府県の廢置分合、市町村の廢置分合というようなことまでこの四号の中に含まれて、この會議の事務内容としておるやうですが、どうですか。
○政府委員(小野哲君) 只今委員長から御質問がございまして通りに、第三條第二項第四号の「前三号に掲げるものを除く外」云々の言葉がございまして、これは事務の再配分と関連いたしまして、これらの事務を担当して行きます場合における市町村都道府県等の地方団体の境界變更、或いは廢置分合等の問題が起ることが予想いたしますので、これらを含めました意味において第四号を設けておるやうな次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 尙お尋ねしますが、只今東京都におきまして、特別区の自治権の内容について大分問題があるやうで、いろいろその点について合等が行われておるやうであります。この地方行政調査委員會議においては、そういうことを、その事務配分を考へるのか考へないのか、考へるとすれば、四号の中どれであるのかそれをおつて置きたいと思ひます。
○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。特別区の問題につきましても、この法律といたしまして、この地方行政調査委員會議の所掌事項として取扱ひ得るものと考へておるのでございします。それはここに掲げてございします第三條の第二項の各事項中、市町村という言葉が使われておりますが、この市町村の市の中には特別公共団体であるところの特別区をも包含してございします。従つて「市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整」という場合においては、特別区をも包含して、かように解釈いたしておる次第でございます。
○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませんか。
それでは第五條から説明して下さる。

の残りの二名につきましては、何も規定はございませんが、これは内閣が両議院の御意向も伺ひまして、広く適任者を選ばうという趣旨でございます。

第六條は會議の議長の規定でございます。これは改めて御説明することがございます。

第七條は會議の議事の運営についての規定でございます。

第一項は委員が四人以上出席しなければ開くことができないといひまして、過半数よりも重い定足数を決めておりますが、これはこの會議の委員が常勤を建前としたしておりますし、且つ人数も少いので、四人以上といふことにいたしましたのであります。第二項は、改めて御説明申上げる必要はないと存じます。第三項は、ここに掲げてありますものの外は、必要な事項は會議が自主的に決定をするといふような建前にしてあるのでございます。

第八條は會議の議事をやつて参ります上の権限を規定したのでございますが、その権限をいたしまして、第三條の計画の調査立案に關し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求める、或いは關係行政機關、若しくは地方公共団体等に対して記録の提出を求めることができるという権限を規定をしてあるのでございます。この中で地方公共団体等としてございましては、地方公共団体、或いはこれらに類する公共的な団体、或いは地方公共団体の地方の連合組織、そういうようなものも含める意味でございます。第二項では、その参考人に対する旅費と日当の規定でございますが、これは内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定めるといふのは、この旅費及び日当を具体的に幾

らに決めるかといふことは、距離の遠近、或いはその人の地位によりそれぞれ運つて参りますので、それでこれは予算と密接な關連がございますので、この委員會の予算につきましての主管大臣である内閣総理大臣が大蔵大臣と協議をして定めるといふことにいたしましたのでございます。

第九條及び第十條並びに第十一條は、會議が五人の委員の下で、どういふような組織で補助をして参るかといふことについての規定でございます。第九條は、その一つの専門調査員でございます。専門調査員はこの會議の任務の特殊性に鑑みまして、いろいろ専門的に調査をする事項が沢山あると予想されますので、かような任務をいたさせますために、専門調査員二十人以上を置くことにいたしましたのでございいます。専門調査員は學識経験のある者の中から、會議の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命をすることにいたしましたのであります。特に會議の自主性を重んじますために、内閣総理大臣の任命の前提として會議の推薦を必要とすることとしたしてあるのでございいます。尚専門調査員は広く適任者を得る建前からいたしまして、常勤でも非常勤でもよいといふことにいたしましたのでございます。

第十條はこの五人の委員を補助いたしますもう一つのものといたしまして、事務局を置くことにしてある、その規定でございます。事務局と専門調査員とは五人の委員の下に並んでおりまして、専門的な事項を調査をして五人の委員の補助をするのが専門調査員であり、その他の一般の事務を処理しますのがこの事務局でございます。

事務局は事務局長以下、その他の職員が置かれることになるのでございいます。尚この職員につきましては、附則の第四項におきまして差当り行政機關職員定員法の一部を改正いたしましたので、新給与実施本部の廃止に伴ひまして六人減員となります、その六人をこちらに廻すようにいたしておるわけでございます。それから事務局の内部組織は議長が定めることにいたしてありますが、これは普通の外局であります。と、外局の長が定めるように国家行政組織法の中には規定がございしますが、この第八條の機關につきましては、かような規定がございせんので、會議の自主性を尊重いたしましたして、議長が定めることにいたしてあるのでございいます。

第十一條は關係行政機關、或いは地方公共団体との連絡に當るものについての規定でございます。専門調査員と事務局とを置きまして、更にこの會議をいたします調査立案の対象となります事務が非常に広汎でありますので、關係行政機關或いは地方公共団体と連絡を密接にいたす必要があらうと考えますので、會議は關係行政機關或いは地方公共団体の長に對しまして、或いはその部下の職員の中から會議と當該行政機關又は地方公共団体との間の連絡に當る者の指名を求めることができるとしてあるのであります。これは會議が任命をいたしたのでございせんので、會議といたしましては、關係行政機關の長なり地方公共団体の長なりに、會議との間の連絡に當る連絡者を指名してくれといふことを請求する権限を認めてあるのであります。

ります。この連絡員に指名されました者は第二項で、當該行政機關又は地方公共団体の所掌する事務に關し、資料の提出その他會議と關係行政機關又は地方公共団体との間の連絡に當ることとしたしてあるのでございます。

附則の第一項は、この法律の施行期日の規定でございますが、公布の日から施行することとしたしてあります。第二項は總理府設置法の一部改正でございますが、「第十條中第十六條」を「第十五條」に改める」とございいます。これは直接調査委員會と關係はございせんが、現在の總理府設置法の第十條中の第十六條とありますが、立法の誤りでございましてこの機会にこれを訂正するといふことにいたしましたのでございます。「第十條」の次に次の一條を加える」といたしまして第十六條の二を置きましては、先程も申上げました總理府設置法の第十六條と申しますが、日本學術會議の規定でございますが、その次にこれを加えることにいたしてあるのでございいます。

第三項の特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する規定でございますが、これは特別職の職員の給与に關する法律を今国会に提案して御審議を願つておるのでございますが、新たに地方行政調査委員會議長及び委員を特別職として加えることになりましたので、その給与を規定いたす必要から所要の改正を加えたのでございいます。第一條第十一号の次に次の一號を加える」といふのは第一條で特別職を列挙してあります中に、地方行政調査委員會議長及び委員を加えたのであります。別表は金額何円ということ

で規定をしてる表でございますが、議長は衆議院及び參議院の事務総長並の枠の中に入れる改正でございます。これは三万四千円でございます。それから委員の方は全國選舉管理委員會の委員と同じ枠の中に入れてあります。これは二万四千円でございます。それで議長の方が全國選舉管理委員會の委員長並にいたしますと、これはもう一段階上になりますのでございしますが、これは今後かような委員會の委員長といふようなものは國務大臣と同列にすることは成るべく控えたいといふ方針で一段下の方にしてあるのでございいます。

第四項は先程御説明申上げましたように、この臨時国会におきまして取敢えず所要の職員を置かなくちやならぬといふわけで、新規の増員は避けたいといふ政府の御方針でありますので、取敢えず新給与実施本部の減員分をこちらに廻すための改正でございます。

○島村軍次郎 第五條中の三人の委員については分つたのでありますが、「推薦した者」といふ意味は、現に職にある者を予定しておられますか、或いは職にない者でも代表者が推薦した者であれば差支えない、という意味であるか。それから関連をしまして、従つて例えは労働組合の代表者といふような者をこの三人以外に加えるといふようなことを予定されておられますかどうか。或いは又若し推薦があつた場合には、さういふ場合も予想の中に入れてみるかどうか。それが第一点であります。それから會議については、これは公開か非公開か書いてありませんが、

總理府の機關であれば公開のもつてありますかどうか、その点。もう一点は、参考人の出頭を求めるといふのでありますが、公聴会等の予定がありますかどうか。この三点について伺います。

○政府委員（小野哲君） お答えいたします。

先ず第一の、第五條第二項に掲げてある者の推薦をいたします場合におきましては、その職に就いておるといふことは、恐らく知事であるとか、市長であるとか、町村長であるとかいふことをとお指しになつておるのではなからう

が如何なる方針によつてこれを運営いたしますかは、会議の自主性を尊重いたすべきであらう、かように存じます。

更に第三点の公聴会の問題でございますが、この法律案といたしましては、調査委員会議の取扱いまする仕事の内容から考えまして、公聴会を開くというまでもなく、必要なる者を呼びまして調査をする、或いは専門的な事情が多いのでございまして、専門調査員の制度を設けまして十分に検討をさせるようにいたすことが妥当ではなからうかというので、公聴会の制度は採つておらない次第であります。

現職者でもよろしい、というような意味でありましたのですが、もう一度その点をはつきりとお聞きしたいと思えます。実は私の意見といたしましては、連合組織が推薦した者と言う方が適当ではなかつたか、代表者という言葉が要らなかつたのじやないかというふうにも実は考えておるのでありますすが、この点の解釈をお伺いしたいのが一つ。

第二点は、先程島村君からも質問がありました。他の二名でありますのが、例えば具体的に国会議員の如きものが、こういう委員として任命されることのできるものであるかどうか。これは附則でしたか、他の所で特別職と書いてありましたが、そうするとこれは特別職であるからして、国会議員が任命され得るような性質を持っている委員であるかどうか、この点をお聞きしてみたいと思います。

○政府委員（小野哲君） 鈴木さんの御質問に対してお答えいたしたいと思ひます。まず第一は、第五條第二項の各種の連合組織の代表者が推薦するということになつておるが、この点については知事とか、或いは市長というふうな現職にある者を推薦する考えのように聞いたがどうかと、こういう点でありましたが、私の答弁いたしましたのは、現職者というふうなものは実は予想しておらないのでありまして、これだけを見ますと現職者をも推薦ができるようなふうに読めるのであります。御承知の如く、この種委員会におきまして現実には仕事をいたしております場合においては、当該連合組織がよく相談をいたしまして、そうしてこういふふうな人が最も適任であるという

ことで連合組織の代表者が推薦した者であることが望ましいと思うのであります。従いましてさような観点からやはり推薦をする当事者といたしまして

は連合組織ではございますが、連合組織が推薦することに相成るのでございますけれども、推薦をします当事者はやはり連合組織を代表しておる者が推薦をする、こういうふうなことになるであろうと、かように考える次第でございます。次の点につきまして

て、この三人以外の二人の委員の中に国会議員が含まれると考えていいのではないかというふうな御意見でございますが、尤もこの委員が特別職でございますので、国会議員をもこの委員に選任するということは決して不可能ではなからうと存じます。併しながら従来の立法例から考えますというのと、

国会法の第三十九條によりまして、国会議員が兼職をいたします場合には、国会議員の承認を求めなければならぬといふことが書かれておりますと共に、相当地限されておるものと解釈いたしておるのでございます。従ひまして若しこの法律案によりまして地方行政調査委員會會議が他の二名の委員の中に国会議員を當然に想定いたしておりますものといいたしますならば、他の立法例からも考えまして、国会議員がこの委員になり得る道をこの法律案に開くといふことが常道ではなからうかと、かよゝうにも考える次第でございますして、先般來他の議員からも御質問がありました際にお答えいたしましたように、この法律案は他の二人の委員にふさわしい人材といふことを考えておりますので、特に国会議員の方につきましてこ

会図書館或いは国会の常任委員会等における専門員のような階級の程度の人を所期しておられるのであるかどうかということについて御答弁が願いたい。

それからもう一つ御答弁願いたいのは、これは特に委員長のお許しを得なければならぬが、第四條、五條以下になつておられるのでありますが、実はその前のことなんでありまして、本委員会が審議します、調査いたしますところの事項であります。岡本委員長は質問に対して小野次官から東京都内の特別区の問題は、これは市とみなして審議するものであるという御答弁があつたのでありますが、御答弁の趣旨十分よく了解できるのであります。併しこの法案が出ましたのは、御説明にもあつたように、シャウプの税制改革のレコンメンデーションから来ているものと思つておられます。シャウプのレコンメンデーションによると、シャウプ氏は東京都内に在る特別区のような特殊の自治団体があるということについて考へ、私の見るところは考慮してない、考慮の中に入つてないと思つておられます。それでただ市町村及び都道府県という言葉で現わしておられるのでありますから、この法案の中にもやはりその言葉が出て来ておられるのであります。ところが、岡本委員長がお話になつた、即ち特別区があるシャウプの税制改革案からはヒントを得まして、そうして自分たちは市と同様のものではないか、この観念で以て、市と同様の自治権の拡大運動を盛んに展開しておつて、我々にもその会合の案内状が来ておられるのであります。併しながら東京

都内の特別区というものは、行政の目的からいまして、本来むしろ行政的性質のもの、東京都の市街地地域が、即ち旧東京市の地域が非常に広いといつて、他の五大都市等に認めていないところの自治区、即ち特別区といふものを認めて、議會を特別に設けておられるに過ぎないものである。本来は私はどうしても行政的な本質で進まなければならぬものであると思つて、その間に非常な、シャウプの案に特別区といふ言葉が入つていないものであるから、まあ小野次官が言われるように、市並みのものであるといふうちに考へ、政治運動が起つておるんであります。これは若し私が今申し上げたと同じような特別区に対する政府の見解を持つていらつしやるならば、シャウプ氏は全くその考慮に入れておられなかつたのであります。特にそうした誤まつた自治権拡大運動を特別区の諸君が多額の費用を使つて展開するといふようなことをしないように、この際特別区といふことについて言葉を別にやはり入れられて、この観念を明確にする必要があると思つておられます。併せて一つできれば御答弁願いたい。

○政府委員(小野哲君) ます第一の専門調査員の問題でございますが、御承知のごとく、この専門調査員の構想は、五人の委員がござましてこの會議の運営に當ることに相成るのでございまして、専門調査員は、言わば五人委員のブレーンといふふうな意味で活動することを期待いたしておられる次第でございます。會議の所掌事務がここにも掲げてございまして、廣汎に亘つておりまして、従つてこれを遂行し

て行きますためには教育、或いは衛生、農林、土木等各部門毎に専門的な調査をいたさなければなりませんし、又必要に応じて諸外国の制度法制、或いは複雑な経費の計算等極めて専門的な事務に亘つて調査をいたさなければならぬことを予想いたしておられる次第でございます。従いましてこれらのそれらの事務に精通しておるものを選任いたしまして當らせたいと、こゝういふふうな會議の特性に鑑みまして、専門調査員の選任に當りたいと思つておられる次第でございます。

従いまして、その人選の範囲も、單にお手伝いするといふばかりでなしに、これらの専門的な知識経験を十分に五人委員のブレーンとして活かして行くといふふうな学識経験のある者に限らなければならぬと存するのでございまして、この具体的な人選につきましましては會議自体が行ふこととなつておりますので、私共の構想を一応申し上げます。お答えをいたしておきたいと存じます。

尚次の点といたしましては、第三條の第二項の事項の中で、特別区の問題を吉川さんからお問ひ質しに相成つたのでございまして、私が先程申し上げましたのは、特別区は地方自治法の規定に基づきまして、市の規定が適用されるという建前から考へまして、この市町村の市の中に含まれておるものと、かように解釈をいたしておるということ、を申し上げた次第でございます。尚昨今特別区の自治権の拡充について当該団体、或いは団体の長がいろいろ運動をいたしておられます。先般本委員会におきましてこの問題が取上げられま

して、その際委員の御質問に対してお答えをいたしたのでありますが、特別区の自治権拡充の問題は、一面シャウプ勸告書に基づく地方税制の改正の問題があることは勿論であります。同時にいわゆる事務の再配分との関係もあることを見通すわけにはいかないと、かように思つておられます。この東京都に特別区ができたといふことについていろいろの点につきましては、尙議論の余地があるかと存じます。が、一応特別区として生れておりますものを今後どういふふうにかつてこれを扱つて行くかといふことは、一面税制の問題、他面事務の再配分の問題、この両面から検討して取扱つて行く必要があらうかと思つておられます。従いまして私共といたしましては現行の制度に立脚して、特別区の問題を税制及び事務の再配分の両面から検討を加えて、これをどうするかという結論を出されることが期待をいたしておる次第であります。只今直ちにこれが行政区として扱われるべきものである、さういふ意味を持つたものであるといふふうには申し上げることは差控えたいと思つておられます。この種、地方行政調査委員会が発足いたしました場合においては、当然に税制の改革と相俟つて特別区の問題は取上げられるであらうといふことを期待をいたしておるのでございまして、向市町村といふことを書きまして、特別区を特に謳ひませんでしたのには、先程申しましたような意味において市の中に含まれておる、こゝういふ解釈を持つたからでございます。

○吉川末次郎君 もう一度委員長に特別にお許しを得なければならぬ御質問ですが、今のやはり第三條の問題に關連

してゐるのですが、府県の廃止、或いはこれに伴うところの道州制の設置といふような極めて広域域の行政單位の廢合整理といふようなことの問題もやほりこの調査事項の中に想定していいのでございませうか。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。只今吉川さんから御指摘になりました広域行政の問題につきましても、地方行政調査委員会において取上げらるべき事項である、かように考へております。

○鈴木直人君 この機關は行政執行機關ではなくして、調査立案機關となつてゐるわけですが、そのスタッフは専門調査員その他についてまあなつておりますけれども、何といつても現在の實際の情勢を知るためには、ただ学識経験者だけでは現状を掴み得ない。どうして現在あるところの地方公共団体或いは他の行政機關といふものの調査した結果等を十分に利用しなければならぬといふふうな考へております。まあその点について十一條がそれを規定しておるようでありまして、この十一條の規定はただ連絡に當るものを指名するといふ程度である。従つてそれらの公共団体とか或いは行政機關に動いておるところの職員を臨時指名をして、そして連絡に當らせる、或いは資料の提出等をお願いするといふことになつておるが、もう少し他の行政機關或いは地方公共団体に対して必要とするところの資料を求めることができるという様な、包括的なものと強い権限を与える必要はありはしないか。ただ單にそのうちの職員を指名して、職員を通じて連絡に當らせるとい

うだけでは、十分なところの資料を取ることが困難ではないか。第九條における専門調査員の如きは、他の官庁なり地方公共団体に行つても何らの権限もない。ただ一つの会議の中においてブレンとして、働くに過ぎないのだ、單に他の行政機関なり、公共団体に行つたならば、何かありませんかと言つてお伺いする程度のものである。これによつては十分なる現在の資料をです、ブレンはいるけれども、實際の事情を提出してもらつて、調査することができないということになつておるようでありますが、この点はどうしてもう少し強い報告の権限をこの會議に与えなかつたかという点を一つお聞きしたい。

それから更に、この地方自治庁が今までこういうような調査をしておつたと思ひます。そこで勿論、地方自治庁はそれ／＼の行政機関として行政事務をやつておられるけれども、それ／＼でなく、この會議が目的としておられるところの調査等をやはり地方自治庁においてやつて頂きたいと思つたのです。この從來やつていたところの地方自治庁の事務は一切この會議の方面に移してしまふというふうなことは、これは、地方自治庁設置法案の改正法案はここにはありませんから、従来通り地方自治庁の権限も入つておられると思ひますが、そうすると両方において同じようなことを併行して行くようにも考えられるけれども、この点はどういふふうにお互の關係を調節して行くこととしておられるかを一つお聞きしたい。

それからもう一つ、第三点は、この會議の仕事は主として事務の分配が多いのであつて、財政に關係するものは

非常に少い。併しながらこれは事務を分配して財政を分配しようということ、その用途でありますから、財政方面との連絡が非常に重要なものとなるのでありますが、この点につきましてもそれ／＼の連絡が、單に第十一條に規定するところでは足りないように考えるものでありますけれども、その財政關係の方面と常に脱み合せて、この事務の配分の調整も考えなければならぬと思ひますが、その方面との連絡はどういふふうになされようと思ひます。この三点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 第一は、この會議を適切に運営して行きますためには、もつと關係行政機関なり或いは地方公共団体に対して、資料の提出その他強く要求して行くのではないかと、この点について欠くところがあると思ひます。これについてお尋ねであつたと思ひます。これにつきましては第十一條は一應連絡のための職員を指名するの途を開いておるのでございますが、お説のようにこれだけでは決して十分とは考えておりません。勿論この連絡員の活動如何によりましては、緊密な連絡を取り、或いは資料の提出も可能であることは申すまでもございません。これにつきましても、第八條の規定を極力活用いたしまして、この會議は調査立案に關して必要がありまふときは、或いは広く参考人の出頭を求めるとか、或いは意見を求めるとか、又は關係行政機関であるとか地方公共団体等に対しまして記録の提出を求める、こういう規定がございますので、これによりまして万遺憾なきを期して参りたい、かように考えております。

第二の点は地方自治庁との關係であつたと存じますがこの法律案を立案いたしましたに際しまして、その所掌事務の内容なり、會議の運営につきましても、地方自治庁設置法に基きまして与えられた、地方自治庁の所掌事務と密接な關係もございまして、地方自治庁が、その庶務を掌するということにしてはどうかというふうな考え方を持つておつたのでございまして、關係方面の特に強い意向もございまして、又會議の任務の特異性にも鑑みまして、獨立の事務局を設けることが妥當である、こういうことに相成りました、この法律案にございまして、獨立の事務局を設置することとしたのでございまして、固より地方自治庁の所掌事項とは密接な關係がございまして、十分な連絡を取りつつ運営の上で、支障のないようにいたしたい、かように考えておる次第でございまして。

第三点につきましてはこの事務の再配分を調査立案して行きます場合におきましては、地方財政と密接な關係がございまして、地方行政調査委員會が自體の任務の中にも、事務の再配分に伴う國の補助制度の改正に及ぶことになつておりますので、従いまして地方財政の事務とこの委員會が担当いたしましたおりました事務とは密接不可分の關係にあることは申すまでもございけません。特に将来シャウプの勧告書に基きまして一般平衡交付金の運用その他地方財政に關する事務を担当する中央の機關が設けられることに相成ると存じます。その場合におきまして、この地方行政調査委員會とその中央機關とは緊密な連絡の下に不可分一体として運営するべきものであらうと

ように考えておる次第でございまして。○鈴木直人君 大体分りましたが、先程申し上げたのは地方自治庁の中に同じような仕事をする事務があつた。ところが地方自治庁がこの事務局にならないで、その獨立の事務局を置くようになつて、同じような仕事を両方でやるような法制的建前になつていた場合に、その重複した部分について地方自治庁では全然その仕事を行わないで、こちらだけが行うということになるのか、両方共並行して、その配分の調整とか或いは商工業団体に委任して行つ調整とか、その他のことについて、両方が同じようなふうにして仕事を並行的にやつて行くということになるのかという点を一つ伺いたい。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。私のお答えが少し足りなかつたと存じますが、地方自治庁の仕事と、地方行政調査委員會の所掌事務とは密接な關係があるということは申し上げたのでございまして。ただこれを實際に運営するに當りましては、この地方行政調査委員會會議は、この法律案第三條にもありますように、いわば調査立案の機關であり、先程來問題になつております勧告権を与えられた機關でございまして。地方自治庁は政府の行政機関でございまして、いわば執行機關に相成つておるような次第で従つて同じような仕事を、両者において関連は持つておりますけれども、おのづからその使命が異なつておるようにも考えられるのでございまして。従いましてこの地方行政調査委員會會議において調査立案され、又勧告をいたされました案件について、むしろ地方自治庁としてはその与えられた権限に基いて適当な連絡

調整の役目を果たすというところに地方自治庁の仕事があるのではなからうか、尤も地方行政調査委員會が運営されるに當りましては、地方自治庁としても、或いは資料を提供したり、或いは必要に応じて、何と申しますか、お手伝いをするということは實際は考えられるのでございましてけれども、権限の上、或いは形式の上から考えまして、只今申し上げたような両方のそれぞれの使命がありまして、それ／＼の使命を持ちながらお互いが密接な關係を持つて万全を期して行くというふうには私は考える次第でございまして。

○西郷吉之助君 この會議は大体來月の一日に發足の予定のようにこの前伺いましたのですが、臨時議會の延長は必至のようですが、そういう際に果して間に合ふかどうか、この會議が延長されても、この會議が年内に發足するかどうか、そういう点と、それから予算を見ますと、二十四年度三百萬圓、來年度六百餘萬圓が計上されてありますが、目下總理府としては大蔵省と折衝中だというように書いてありますけれども、余り予算が、一年乃至一年半を予定しておるのにはこれは少な過ぎると思ひますが、こういう点はどうか。○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。今西郷さんから國会の会期も非常に切迫しておる際に、而もこの地方行政調査委員會が十二月から發足するということになるならば、急いでやらなければならぬではないか、誠に仰せの通りでございまして。御審議を願ひまして速かに御可決を願ひ、又地方行政調査委員會の設置に必要な準備も促進いたしまして、能う限り速かに

○鈴木直人君 先程お答えがありましたんですが、私がお聴きしたのは、この今の度できる会議が、やつて行くようなことを地方自治庁が今までやつていたのを、地方自治庁は執行機関だから、実際の行政事務をいつもやつておりますが、その外にこういうものについて立案して法案として出すような仕事もしていたわけですが、その部分について、今度はもう地方自治庁は全然やらないということになつて、そうして市町村、都道府県、国、その外に事務の配分に関するところの、例えば地方自

委員長會議設置法ができてまして、この委員長會議が設置いたされますと、事務の配分に関する事は、この調査委員會議が専ら行ひ、こういうことに相成りますので、自然地方自治庁としてはこの調査委員會議の行います地方事務の配分につきましては關係をいたさない、こういうふうに御了承願ひたいのであります。これを更に申上げますと、地方自治庁としては、現行制度の下における連絡調整を図る、こういう機能が与えられておる、こういうことになるわけであります。尙又例えれば公

それから先程私が質問したのによつて、東京都と特別区との間の事務の調整ということも、この会議でやるのだというお話ですが、そうすれば、この第五條には都知事の方の推薦したものは出ているのですが、区の方の代表者というものは、まさか全国の市長の連合組織の代表者という、この市長の中には区長は入りませんから、区長の利益を代表するというようなのはなく

それからもう一つは、十一條、これは鈴木君が触れた点であります。が、この連絡者といひますか連絡員といふものは、これはどのくらいの数を予定しておるか、地方公共団体と申しても都道府県は少いけれども、市町村は一万何千とある。それで連絡員といふものはどういふふうにせられるのか又官庁との連絡は、これは数は知れているが、それでその關係の行政機關

ことをしなかつた理由、これらについて伺つておきたい。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。先ず第一点の今回のこの法律案による委員は常勤的なものであるから、官吏その他、他に職務を持つてゐる者がこれに当るとすることは、事実上不可能ではないか、こういうような御質問であつたように存じますが、この法律案の法的な取扱い方といったし

ましては、この運営にふさわしい人物ならば如何なるものでも結構であるという建前でございますが、岡本さんから御指摘になりましたように、実際問題としては、こういう仕事に当ります場合において、片手間にやるということが困難であるという事情が起つて来るであらうということを想像いたしますので、委員長の御指摘のような問題は起つて来るであらうということを想像するものであります。これは具体的に委員を選任いたします場合に考慮いたさるべき点ではなからうか、かように存じます。

次の問題といたしましたは、特別区の利益代表の關係から、この法律案は三つの連合組織の代表者が推薦するということに限定されているけれども、特別区の關係もあるので、それらの代表者も加える必要がなからうか、こういう御意見のように伺うのであります。御承知のごとく地方公共団体はいろいろございまして、それらの各団体若しくはその連合組織の代表者が推薦する者を一々入れるということになりますと、相当の数にも相成りますし、先ず代表的な三連合組織から推薦をさせるということが穩当ではないか、こういうような意味合からこの三人が含まれることに相成つたものと承知いたしているのございまして、仮に特別区の利益代表者が入らない場合が起きましたからと言って、特別区の問題はこの行政調査委員會議において取扱われないということにはならないと存するのでございます。

次の問題は第七條の問題であつたと存じますが、委員四人以上が出席しなければ開くことができない、この場合

に於いて議長は投票権があるかどうか、こゝろ御質問であつたように存じます。この場合におきましては、委員長たる議長にも投票権がある、かように解釈をいたしております。

次は第十一條の問題で、連絡に當る者の数でございますが、この点につきましては、担当の課長から御説明いたしました方が適當かと存じます。

尙又議長會議等の連合組織があるから、これらを考慮する必要はないか、こういうような御意見だと存じます。一応御尤もと存するのでございますが、この法律案の立案に当りましては、シャープ報告書ができるだけ忠実に尊重する、こういう意味合から、又先程申しましたような考え方を加味いたしております関係上、議長會議等の連合組織がこの中に入つておらないのでございます。

次にこの委員が、両院の同意を経て任命するというふうに慎重な手続きを取つておるのであるから、若し死亡その他の欠員の場合においては、これが補充の途をこの法律案の中に設くべきではないか、こういう御意見であつたように思います。他に立法措置の中にも御指摘のような規定を入れたものもあるのでございます。ただこの法律案の立案に当りましては、委員の欠員補充については、国会閉会中の問題を考へては実はおらないのでございます。さような意味合において、閉会中の措置がこの法律案の中に盛りられておらないか、ということを上上げておきたいと思ひます。

尙四人以上の委員会において、定足数の問題等につきましては、私の足りない点は関係の課長から尙詳細御説

明をいたさしたいと存じます。

○説明員(佐久間運彦) 連綿員の人数がどのくらいかという御質問でございますが、十一條には人数は別段書いてございませんで、これは会議が成立い

たしましたならば、会議の運営に関する必要なる事項として、会議が自主的に決められると思いますが、ただ立案に当りました私共の予想といたしましては、関係行政機関は各省並びに大きい、特に地方行政と関係のある外局各庁、それらが大体まあ二十前後あると思いますが、そういうようなところ並

以上に公共団体からは、これは全国一
びに地方公共団体は、これは全部出すといふこ
とはできませんし、又この会議の性質
からいたしまして、そういうことも必
要でございませんで、そういう専門
調査員につきまして、次官から御説明
がありましたように、教育とか衛生と

か、土木とかいう事項別の専門調査員もできることになり、又この会議の仕事も事項別に事務を上げて行くということになりますので、それから関連いたしまして、地方公共団体から出ました者につきましては、やはりそれらの部門別に、而も成るべく東京に近い所から、府県、市町村、特別区等その他から人が出るようにしたい。

国体から人が出るようにはいかぬといふ
 かように、考えております。従いまし
 て、総計いたしますと、三十名から四
 十名見当がどうだろうかと考えてお
 ります。

○西郷吉之助君　今の小野政務次官のお答へ中に、第七條の点ですが、議長が投票權を二重に行使するというようなことなんですが、それは甚だ今までないことであつて、そうであるとすれば、甚だ妙なことになると思ひ

ますが、これに間違ひありませんか。

○説明員（佐久間 彌君） これは先程大官から申上げましたように、議長が委員としての票と、議長としてと、二重に持つことになっておるのでございませう。

す。これは外に例がないという仰せでございしますが、地方自治法におきましても、特別に書いてない場合には、議長が委員として並びに議長としてのの一票持つというようになっておりますので、それらのことも考えまして、かようにいたしましたものでございます。

○西郷吉之助君　どうも今の御答弁ですと、そういうふうには議長が二票も投じ票権を行使するというようなことはいふことじやないのでありまして、何故にわざ／＼そういうふうなことをしたのか。それはいいことじやないのじやないのですか。同一人格の者が、議長として

て委員として、二重に行使するといふことはいいことじゃない。どうしてそういうことになったのですか。その点をはつきり伺いたい。

○委員長(岡本愛祐君) この点は地方自治法なんかに確かに同様の場合があるのですけれども、それはこの議員なりの、委員なりの数の非常に多いときな

人とかいうときに、二票持つという点とは由々しいことにんです。この点を私は指摘したつもりです。

尚閉会中に委員が若し二人死んだら

又故障があつたりしたときは会議を開くことができないのです。開店休業になつてしまふ。それでそういうのはこういう会議として法律の規定に非常にも欠陥があるのだ。こういうような常勤という建前であり、一年少しの間にこ

の重要な仕事をやり上げなければなら

んと、この会議の重要使命に鑑みまして、慎重に国会の同意を経て、そして委員を任命するということにされたのは結構であるけれども、そういう

点から考えて見ると、やはり閉会中のことも考えておかなければならん。これも期限がないような会議ならばそれはそれでいい、又それ程重要でない会議ならばそれでいいかも知れませんが、こういうような重要な会議でも、期間を限定したところにおいて、この二人欠けたらどうすることもできない。

きない。そのために臨時国会を開いて貰うわけにもいかないのですから、その点は非常に欠陥だと思います。

○西郷吉之助君　今の第七條の御答弁によつて、こういうふうな僕かに五人の委員の中、特定の者が二重に投票權を行使するというような、そういうふう

うな、會議の法案がそうであるとするならば、これは重大なる欠陥があると思います。この法案について我々は今この点を慎重に考慮しなければならんと思いますが、どうも今のはこれはおかしいと思うんだが……

○委員長(岡本愛祐吉) この点は時間も過ぎましたから、本日、委員の任命会

て、今日はこの程度で散会いたします。
午後四時十八分散会
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君

理事 委 員
吉川末次郎君
藤井 新一君
林屋龜次郎君
柏木 康治君
西郷吉之助君
島村 軍次君

委員長	岡本 愛祐君
理事	吉川末次郎君
委員	藤井 新一君

林屋龜次郎君
柏木 庫治君
西郷吉之助君
島村 軍次君

鈴木 直人君
太田 敏兄君
小川 久義君

政府委員
地方自治政務次官 小野 哲君
地方自治庁次長 遠山信一郎君
説明員

総理府事務官
(地方自治庁連絡
行政部連絡課長)
佐久間 彊君

地方行政委員会會議録第一号正誤
頁 段 行 誤 正
一 二 三 嚴にし 減じ

東京都千代田区永田町
二丁目十四番地
参議院事務局
記録部編集課

昭和二十四年十二月一日印刷

昭和二十四年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所